

厚生省告示第二十六号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める施設基準を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年二月十日

厚生大臣 丹羽 雄哉

厚生大臣が定める施設基準

一 指定通所介護の施設基準

イ 単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第五十七条第一項に規定する社会福祉施設又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七条第十六項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されていないこと。

(2) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第九十三条に定める看護職員（看護婦、看護師、准看護婦又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ 痴呆専用単独型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていないこと。

(2) 痴呆の症状を呈する利用者のみを対象としていること。

(3) 指定通所介護の単位（指定居宅サービス基準第九十三条第三項に規定する指定通所介護の単位をいう。）ごとの利用者の数が十以下であること。

(4) 指定居宅サービス基準第九十三条に定める看護職員又は介護職員の員数に加えて、専ら当該指定通所介護を行う看護職員又は介護職員を一名以上置いていること。

ニ 痴呆専用併設型通所介護費を算定すべき指定通所介護の施設基準

(1) 特別養護老人ホーム等に併設されていること。

(2) ハ(2)から(4)までに該当するものであること。

二 指定通所リハビリテーションの施設基準

イ 通所リハビリテーション費()を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

指定居宅サービス基準第百一条第一項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であって、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

ロ 通所リハビリテーション費()を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

指定居宅サービス基準第百一条第二項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であって、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

ハ 通所リハビリテーション費()を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準

指定居宅サービス基準第百一条第三項の規定の適用を受ける指定通所リハビリテーション事業所であって、同項に定める医師、理学療法士、作業療法士、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

三 指定短期入所生活介護の施設基準

イ 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 単独型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定居宅サービス基準第二条第八号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号及び次号において同じ。）で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(2) 単独型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、

利用者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 単独型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

当該指定短期入所生活介護事業所における介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

□ 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(1) 併設型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所(指定居宅サービス基準第二百一十一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。)である場合にあっては、併設本体施設(指定居宅サービス基準第二百二十四条第三項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。)として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(2) 併設型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が三・五又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

(3) 併設型短期入所生活介護費()を算定すべき指定短期入所生活介護の施設基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百一十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームにおける介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所である場合にあっては、併設本体施設として必要とされる数の介護職員又は看護職員に加えて、常勤換算方法で、利用者の数が四・一又はその端数を増すごとに一人以上の介護職員又は看護職員を確保していること。

四 指定短期入所療養介護の施設基準

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所であること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成十二年二月厚生省告示第二十七号)第四号イ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護老人保健施設短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (1)(一)及び(三)に該当するものであること。

(二) 当該介護老人保健施設における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が三・六又はその端数を増すごとに一以上であること。

□ 病院療養型病床群短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 病院療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 療養型病床群を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 指定短期入所療養介護を行う療養型病床群に係る病棟(以下「療養病棟」という。)における看護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護婦又は看護師であること。
 - (五) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。
 - (六) 療養病棟の病室が医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イに規定する基準に該当するものであること。
 - (七) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十二号に規定する基準に該当するものであること。
 - (八) 医療法施行規則第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

- (2) 病院療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
 - (二) 療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (3) 病院療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
 - (二) 療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (4) 病院療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)及び(四)から(八)までに該当するものであること。
 - (二) 療養病棟における介護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

八 診療所療養型病床群短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 療養型病床群を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 指定短期入所療養介護を行う療養型病床群に係る病室(以下「療養病室」という。)における看護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 療養病室における介護職員の数、常勤換算方法で、当該療養病室における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (四) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二及び第三号イに規定する基準に該当するものであること。
 - (五) 医療法施行規則第二十一条の四第二項において準用する第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当する食堂及び浴室を有していること。

- (2) 診療所療養型病床群短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

二 痴呆疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

- (一) 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (二) 指定短期入所療養介護を行う老人性痴呆疾患療養病棟（以下「痴呆病棟」という。）における看護職員の数、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 痴呆病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護婦又は看護師であること。
 - (五) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) 痴呆疾患型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 痴呆病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 痴呆疾患型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 痴呆病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 痴呆疾患型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 痴呆病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該痴呆病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。
- ホ 介護力強化型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (1) 介護力強化型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 介護力強化病院である指定短期入所療養介護事業所であること。
 - (二) 指定短期入所療養介護を行う介護力強化病棟（以下単に「介護力強化病棟」という。）における看護職員の数、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (三) 介護力強化病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
 - (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護婦又は看護師であること。
 - (五) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。
- (2) 介護力強化型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 介護力強化病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (3) 介護力強化型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 介護力強化病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (4) 介護力強化型短期入所療養介護費()を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) (1)(一)、(二)、(四)及び(五)に該当するものであること。
 - (二) 介護力強化病棟における介護職員の数が、常勤換算方法で、当該介護力強化病棟における

指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

五 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護に係る加算の施設基準

イ 特に問題行動の著しい痴呆性老人と他の利用者とを区別していること。

ロ 他の利用者と区別して特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する指定短期入所療養介護を行うのに適当な次に掲げる基準に適合する施設及び設備を有していること。

- (1) 専ら特に問題行動の著しい痴呆性老人を入所させるための施設であって、原則として、同一の建物又は階において、他の指定短期入所療養介護の利用者に利用させ、又は介護老人保健施設の入所者を入所させるものでないもの
- (2) (1)の施設の入所定員は、四十人を標準とすること。
- (3) (1)の施設に入所定員の割以上の数の個室を設けていること。
- (4) (1)の施設に療養室以外の生活の場として入所定員一人当たりの面積が二平方メートル以上のデイルームを設けていること。
- (5) (1)の施設に特に問題行動の著しい痴呆性老人の家族に対する介護方法に関する知識及び技術の提供のために必要な施設であって、三十平方メートル以上の面積を有するものを設けていること。

六 指定短期入所療養介護に係る病院療養型病床群療養環境減算の施設基準

イ 病院療養型病床群療養環境減算()の施設基準

療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第十一号イに規定する基準に該当していないこと(ロ又は八に該当する場合を除く。)。

ロ 病院療養型病床群療養環境減算()の施設基準

次のいずれかに該当すること(八に該当する場合を除く。)。

- (1) 療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二又は第三号イに規定する基準に該当していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の機能訓練室が医療法施行規則第二十条第十二号に規定する基準に該当していないこと。
- (3) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。
- (4) 指定居宅サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

ハ 病院療養型病床群療養環境減算()の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

七 指定短期入所療養介護に係る診療所療養型病床群療養環境減算の施設基準

イ 診療所療養型病床群療養環境減算()の施設基準

次のいずれかに該当すること(ロに該当する場合を除く。)。

- (1) 療養病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二又は第三号イに規定する基準に該当していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていること。
- (3) 指定居宅サービス基準第百四十二条に定める医師、看護職員及び介護職員の員数を置いていること。

ロ 診療所療養型病床群療養環境減算()の施設基準

次のいずれかに該当すること。

- (1) 食堂又は浴室を有していないこと。
- (2) 当該指定短期入所療養介護事業所の食堂が医療法施行規則第二十一条第二項第二号に規定する基準に該当せず、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていないこと。

八 指定介護福祉施設サービスの施設基準

イ 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) 入所定員が二十五人以下又は三十一人以上であること。
- (二) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (三) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号口に規定する基準に該当していないこと。

(2) 介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) (1)(一)及び(三)に該当するものであること。
- (二) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・五又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) (1)(一)及び(三)に該当するものであること。
- (二) 介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が四・一又はその端数を増すごとに一以上であること。

ロ 小規模介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 小規模介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) 入所定員が二十六人以上三十人以下であること。
- (二) イ(1)(二)及び(三)に該当するものであること。

(2) 小規模介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) (1)(一)に該当するものであること。
- (二) イ(1)(三)及び同(2)(二)に該当するものであること。

(3) 小規模介護福祉施設サービス費()を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準

- (一) (1)(一)に該当するものであること。
- (二) イ(1)(三)及び同(3)(二)に該当するものであること。

ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
イの規定を準用する。

ニ 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの施設基準
ロの規定を準用する。

九 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費()を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第二条第一項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第八号口に規定する基準に該当していないこと。

ロ 介護保健施設サービス費()を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三・六又はその端数を増すごとに一以上であること。
- (2) イ(2)に該当するものであること。

十 特に問題行動の著しい痴呆性老人に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準
第五号の規定を準用する。

十一 指定介護療養施設サービスの施設基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第四号口の規定を準用する。この場合において、同号口(1)(五)中「第四号口(2)」とあるのは、「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。

- ロ 診療所型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
第四号八の規定を準用する。
- ハ 痴呆疾患型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
第四号二の規定を準用する。この場合において、同号二(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、
「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。
- ニ 介護力強化型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準
第四号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(1)(五)中「第四号ロ(2)」とあるのは、
「第九号イ(2)」と読み替えるものとする。
- 十二 指定介護療養施設サービスに係る病院療養型病床群療養環境減算の施設基準
第六号の規定を準用する。この場合において、同号ロ(4)中「指定居宅サービス基準第百四十二条
」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省
令第四十一号)第二条」と読み替えるものとする。
- 十三 指定介護療養施設サービスに係る診療所療養型病床群療養環境減算の施設基準
第七号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中「指定居宅サービス基準第百四十二条
」とあるのは、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準附則第四条」と読み
替えるものとする。

